

【ワーキング・セッション : 情報アクセシビリティ】

～意思疎通支援事業等の実施状況について～

平成27年5月19日

厚生労働省

障害者自立支援機器等開発促進事業

1 事業の概要

障害者自立支援機器等開発促進事業

障害児・障害者の自立や社会参加を支援するためには、支援機器や技術開発の促進を図ることが必要不可欠であるが、障害者の自立支援機器の開発（実用的製品化）が充分進んでいない状況にある。

こうしたことから、

- ア) 産・学・障害者の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映した機器開発をスタートさせる機会を設ける
- イ) 開発中の機器について、ニーズに合ったものとなっているか実証実験する場を紹介する
- ウ) 各企業が行う実用的製品化に要する費用の一部を助成することにより、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が使いやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進する。

製品化事例

○ 視覚障がい者用のペン「ワイヤレス型触図筆ペン」

溶かした蜜蝋をインクとして用いる筆記具で、紙の上に描くと20秒ほどで盛り上がり固まるため、その場で触って確認しながら絵や文字を書くことが出来る。ケーブルをなくしたワイヤレス型と子ども向けのコンパクトなものを開発。



○ 車椅子用膨縮型エアークッション

車椅子利用者で臀部の除圧を自力で行うことが難しい人向けに、独自構造の膨縮セルとその周りに配置されたウレタンフォームとのハイブリッド構造により、経時的な体圧分散性能と血流改善を実現し、褥瘡の発生リスクを抑え、下肢の浮腫の緩和を目的とした車椅子用エアークッションを開発。



○ 知的障害者に向けた連絡・意思疎通・自立通勤等を支援するスマートフォン用アプリケーションパック

スマートフォンの便利な機能を、障害のある方でもより便利に安全に使えるようにするためのアプリケーションを開発。

- ・端末は、視認性の高いシンプルな3画面の構成。
- ・階層を持たないので利用したい機能にすぐアクセスできる。
- ・通勤、通学、連絡などの日常生活に役立つ機能が予め搭載され、これらの機能を外部の端末から保護者や支援者の方がアシストできる連携機能を備えている。



2 創設年度 平成 21 年度

3 予算額 100,000 千円（平成 27 年度）

4 補助率 1 / 2 ※シーズ・ニーズマッチング事業については10 / 10

視聴覚障害者情報提供施設

障害保健福祉関係主管課長会議資料（抜粋）

平成26年3月7日（金）

2 障害者の社会参加の促進について

（1）情報・コミュニケーション支援について

ア 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第22条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、「国及び地方公共団体は、障害者等が円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策を講じなければならない」、「災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする」と規定されたように、より一層の充実が求められている。

こうした中、視聴覚障害者情報提供施設については、東日本大震災直後から被災地へ手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動支援など、視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点としての機能を果たしたところである。

今後も災害時における被災者の安否確認や避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

しかしながら、平成24年度までの「重点施策実施5ヶ年計画」において全県設置を目指してきた聴覚障害者情報提供施設は、平成25年4月末現在、全国で46施設（指定都市を含む）の設置にとどまっている。新たに策定した平成25年度から平成29年度までの「第3次障害者基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げていることから、引き続き、未設置の道府県に置かれては、早急に設置いただくようご検討いただきたい。

(参考) 聴覚障害者情報提供施設 設置状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)**設置済の都道府県 (38 都道府県)**

青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県 (2 箇所)、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

未設置の都道府県 (9 都道府県)

北海道、宮城県、秋田県、山形県、愛知県、京都府、鳥取県、広島県、佐賀県

※うち設置予定のあるもの (5 都道府県)

宮城県 (平成 26 年度以降)、愛知県 (平成 27 年度以降)、京都府 (平成 27 年度以降)、広島県 (平成 27 年度以降)、佐賀県 (平成 26 年度以降)

設置済の政令指定都市 (7 市)

札幌市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、堺市、北九州市

未設置の政令指定都市 (12 市)

仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

障害者総合支援法の意味疎通支援（概要）平成25年4月1日～

都道府県・市町村で支援者の派遣（地域生活支援事業）

- 市町村必須事業
 - 手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業
- 都道府県必須事業
 - 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を含む）、市町村相互間の連絡調整

※以下の特別支援事業とは、実施率の向上や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業であり、自治体の申請に応じて事業費1/2を補助する事業。

- 都道府県特別支援事業（任意事業）
 - 盲ろう者社会参加等促進事業
- 市町村及び都道府県特別支援事業（任意事業）
 - 意思疎通支援派遣コーディネーター研修事業、意思疎通支援広域派遣推進事業、手話通訳者設置促進事業

都道府県・市町村で養成研修を実施（地域生活支援事業）

- 市町村必須事業
 - 手話奉仕員の養成
(点訳、朗読奉仕員の養成は任意)
- 都道府県必須事業
 - 手話通訳者・要約筆記者の養成、盲ろう者向け通訳・介助員の養成
(点訳、朗読奉仕員の養成は任意)

※知識、技能向上のための研修や養成定員数・研修回数を増やすための取組を以下の特別支援事業で実施。

- 都道府県特別支援事業（任意事業）
 - 手話通訳士・者養成ステップアップ研修事業、盲ろう者社会参加等促進事業
- 都道府県及び市町村特別支援事業（任意事業）
 - 要約筆記者養成ステップアップ研修事業、点訳・朗読奉仕員ステップアップ研修事業、意思疎通支援従事者養成研修促進事業

国で指導者を養成

手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の指導者の養成

※団体委託により実施

盲ろう者向け通訳・介助員の指導者の養成

※国立障害者リハビリテーションセンター及び団体委託により実施

国で現任研修を実施

手話通訳士、手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員の現任研修を実施

※団体委託により実施

(参考) 地域生活支援事業 (総合支援法第77条・77条の2・78条)**【事業の目的】**

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。

【事業の性格】

- (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業
[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況
[柔軟な形態] ①委託契約、広域連合等の活用
②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能
③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。

【財源】

補助金（一部交付税措置あり）※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】 国1／2以内で補助

【市町村事業】 国1／2以内、都道府県1／4以内で補助

【予算額】

平成27年度 464億円